

(仮称) 丸森筆甫風力発電事業 環境影響評価方法書に係る答申 (案)

1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の一部が阿武隈溪谷県立自然公園，次郎太郎山鳥獣保護区及び水源かん養保安林に指定されている。また，風力発電機から最寄りの住居までの距離が約 600 メートルと近接している。さらに，事業区域内には土砂災害警戒区域（土石流）等の災害リスクの高い地域も含まれている。

これらのことから，本事業計画の具体化に当たっては，住居からの離隔の確保等による生活環境への配慮のみならず，動植物や景観等の自然環境等への影響を十分に考慮した上で，風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下，「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下，「配置等」という。）を検討すること。

- (2) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については，今後，環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め，累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また，その結果を踏まえ，風力発電設備等の配置等を検討すること。

- (3) 環境影響の調査の実施に当たっては，必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに，環境影響の予測については，可能な限り定量的な手法を用いること。

- (4) 事業区域周辺の住民，関係自治体である丸森町，白石市及び角田市並びに関係者に対して，環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに，理解を得ながら事業を進めること。

特に事業区域周辺は，令和元年東日本台風により甚大な被害を受けているため，事業の実施に当たっては，適切に調査，予測及び評価手法を設定すること。

2 個別的事項

- (1) 騒音，低周波音及び風車の影

イ 事業区域には住居等が存在し，風力発電機設置位置から最寄りの住居等までの距離が約 600 メートルと極めて近い。このことから，風力発電施設の稼働に伴う騒音，低周波音及び風車の影による生活環境への重大な影響が強く懸念される。このため，風力発電設備等の配置等の検討に当たってはこれら住居等への影響を適切に調査，予測及び評価すること。

ロ 工事用資材等の搬出入に係る騒音による影響の評価については，実態を踏まえ，

より安全側の基準を準用した評価を行うこと。

(2) 水質

事業区域周辺には令和元年東日本台風により生じた裸地が存在することから、工事の実施による土砂や濁水の発生による水環境への影響が懸念される。したがって、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては上記を踏まえ、調査、予測及び評価すること。

(3) 地形及び地質

イ 土砂災害危険箇所及び地すべり地形については改変を避けること。上記の区域内において、風力発電設備等の配置等の検討を行う場合には、安全側での評価となるよう地盤の安定解析等による十分な調査、予測及び評価を行うこと。

ロ 道路の新設・拡幅等を含む事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価し、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 動物

イ サシバ及びノスリの渡りの調査方法は、付近における既存調査や聞き取り等に基づき時期、期間、回数を設定すること。

ロ 小鳥の渡りの調査に当たっては、100m×500mの帯状区を設け、そこを通過する小鳥をカウントする方法を検討すること。

ハ 地上を歩く動物について、工事用車両の通行によるれき死等の影響を調査、予測及び評価すること。

(5) 植物

事業区域及びその周辺は暖温帯と冷温帯の移行部に当たり、事業区域周辺を北限とする植物が生育するなど分布に特色を持つことから、十分な調査を行った上で、予測及び評価すること。

(6) 生態系

造成に伴い設けられる沈砂池に新たな動植物が生息、生育する可能性を踏まえ、沈砂池の設置場所を検討し、生態系への影響について適切に調査、予測及び評価すること。

(7) 景観

住居等に近接して風力発電機が設置されることから、景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に風力発電設備等の配置等を検討すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業区域周辺における、バードウォッチング等の静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、環境影響評価項目における施設の稼働として選定し、適切に調査、予測及び評価すること。

(9) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。

(10) 放射線の量

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、調査地点を追加するとともに、リター層と土壌を分けた上で、1地点あたり5か所程度、土壌については表面1センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。調査地点については、風力発電設備等の配置等に係る改変箇所に設定すること。

ロ 土壌の攪乱に伴うホットスポットの形成や放射性物質の流出等による水環境、土壌及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を行うこと。

ハ 上記の結果を踏まえて、放射性物質を含む建設発生土、落葉及び伐採木については適正に取り扱うこと。